

大へ審答申第3号
令和6年12月10日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 中 井 洋 恵

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（答申）

標題について、貴職から諮問された次の表現活動について、別添1及び別添2
のとおり答申します。

- 1 貴職発令和6年8月8日付け大市民第296号で諮問された案件番号「平
29-職5」
- 2 貴職発令和6年8月8日付け大市民第297号で諮問された案件番号「令
元-職1」

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔令元-職 1〕

第 1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、諮問書別紙の 2 (2) の、本件表現活動に係る表現の内容の概要中、「(本件表現活動 1)」に記載された内容の公表においては、条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由についても付記するとともに、諮問書別紙の 2 (4) の、本件表現活動を行ったものの氏名又は名称中、「(本件表現活動 1)」に記載された内容の公表においては、弁士 A が所属する団体名称の記載について、公表時に所属する団体であり、表現活動時の所属団体ではない旨についても付記することが適当であり、諮問書別紙の 2 について別紙のとおり修正し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

第 2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第 6 条第 1 項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第 5 条第 2 項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 本件表現活動 1 を行ったもの

弁士 A に対しては、簡易書留により、相当の期間を与えて、条例第 9 条第 2 項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士 A からの申立てがあれば、同条第 3 項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士 A からは、意見等の提出はなかった。

イ 本件表現活動 2 を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（令和元年 10 月 25 日付け大市民第 635 号による諮問を受けた調査審議をいう。以下同じ。）において、本件表現活動 2 を行ったものに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動 2 を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

そこで、本件表現活動 2 を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、ヘイトスピーチ該当性等の調査審議において、弁士 A に対し、意見提出等の機会の付与において確認したが、本件表現活動 2 を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、本件表現活動 2 を行ったものの所在が判明しないため、条例第 9 条第 2 項ただし書に基づ

き、本件表現活動 2 を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の 1 に記載された、表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容のうち、本件表現活動 1 に係る内容については、平成 29 年に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

本件表現活動 2 に係る内容については、インターネット上で公開されていた特定の動画が視聴できない状態になっていることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書別紙の 2 (1) に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

ア 表現の内容の概要の公表について

諮問書別紙の 2 (2) に記載された内容は、本件表現活動が条例第 2 条第 1 項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

一方で、同内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、諮問書別紙の 2 (2) に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

イ 条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由の付記について

諮問書別紙の 2 (2) に記載された内容の中には、表現活動者の認識を述べている部分もあるが、条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮して判断を行ってい

ることから、それらの発言内容も記載しているものである。

令和 6 年 6 月 27 日付け大へ審答申第 2 号の 4（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職 1〕では条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由も記載していることから、それを確認することにより、上記の趣旨が理解できるところである。

しかしながら、諮問書別紙の 2 (2)には条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由が記載されていないことから、諮問書別紙の 2 (2)に記載された内容全てがヘイトスピーチに該当すると捉えられる可能性があり、条例第 11 条に規定された表現の自由等との関係を考慮すると、かかる議論を公の場で行うことが抑制されるならば民主主義の健全な発展を阻害しかねず、表現活動を行うものを萎縮させるおそれがある。

ウ 小括

以上のことから、諮問書別紙の 2 (2)のうち「(本件表現活動 1)」に記載された内容の公表においては、条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由についても付記し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

上記 2 に記載のとおり、諮問書別紙の 1 に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮問書別紙の 2 (3)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称について

ア 本件表現活動 1 を行ったもの

条例第 5 条第 1 項は、「当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする」としており、同項ただし書に規定されている例外的な事情がない限りは、表現活動者の氏名又は名称を公表する旨を規定している。

氏名の公表に際しては、可能であれば、当該個人を、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするよう努める必要がある。

したがって、諮問書別紙の 2 (4)のうち「(本件表現活動 1)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

ただし、認識等の公表においては、弁士 A が所属する団体名称の記載について、公表時に所属する団体であり、表現活動時の所属団体ではない旨を付記されたい。

イ 本件表現活動 2 を行ったもの

上記 1 (2)イに記載のとおり本件表現活動 2 を行ったものの氏名又は名称が判明しないことから、条例第 5 条第 1 項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の 2 (4)のうち「(本件表現活動 2)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

4 結論

以上の次第で、第 1 記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元-職 1

年 月 日	経 過
令和 6 年 8 月 8 日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 6 年 9 月 5 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 10 月 8 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 11 月 27 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 12 月 10 日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動 1 及び 2 は、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動 1）

平成 29 年 12 月 18 日、大阪駅前で弁士 A を含む複数の弁士により行われた「おはよう！街宣」と称される街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定の URL で表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 2」といい、本件表現活動 1 及び 2 を併せて「本件表現活動」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動 1）

- ・生活保護について、日本人が受給を申請しても支給されないが、在日韓国・朝鮮人であればすぐ支給されるとし、また、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険について、日本国民が払っているとした上で、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険料は 2,000 円であり、在日韓国・朝鮮人はこれを払うのが嫌でごね倒して払わなくていいようにすると述べ、在日韓国・朝鮮人について、日本国民の税金に「むしゃぶりつき」、「あらゆる特権」を「享受して」おり、「特別扱い」してもらわれなければ、差別と言う「きちがい」であり、また、「頑張っている人に対して妬む」民族の国などと述べている。
- ・日本には差別用語はないとした直後、李氏朝鮮時代の階級制度や、「病身舞」を例示し、在日韓国・朝鮮人について、「あいつらほどね、差別主義者はないんですよ」、「差別大好きなんですよ、奴らは」と述べた上で、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から叩き出すという責任を持たないといけないなどと述べている（以下「本件発言 2」という。）。

※ 令和 6 年 6 月 27 日付け大へ審答申第 2 号の 4（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職 1〕より抜粋（本件表現活動 1 のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

- ・「本件発言 2 では、弁士 A がどういった資料を根拠に述べているかは定かでないものの、弁士 A が言及している階級制度、差別的な思想に基づくものとも思われる風習については、一般書籍等により発言内容と類似の内容が見受けられることから、一見、事実に基づいた発言にとどまるようにも

思われ、また、特定の民族及び社会について差別的意識が根付いている旨を一般論として述べる程度にとどまるものである。」

- ・「しかしながら、『あいつらほどね、差別主義者はないんですよ』、『差別大好きなんですよ、奴らは』などと、異なる表現を用いて、在日韓国・朝鮮人が差別をしていると繰り返し述べており、『差別主義者』などと断じて、在日韓国・朝鮮人を貶めることを目的として、特定の時代の制度や一部の風習を抽出して、あたかも在日韓国・朝鮮人全般がそうであるかのように述べているものと考えられることから、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑する意図が認められる。」
- ・「その上で、最終的には、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から叩き出すという責任を持たないといけなし、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除すべきであると、聴衆をあおる発言が認められる。」

(本件表現活動 2)

本件表現活動 1 の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動 1 は平成29年12月18日に行われたものであり、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動 2 は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動 1)

荒巻 靖彦 (移民政策から国民を守る党)

※ 今回の氏名の公表に際しては、当該個人を同姓同名の他者とは区別して認識できるよう、公表時に所属している団体名 (表現活動時の所属団体ではない。) を記載する。

(本件表現活動 2)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。